

保護者様

新潟県立堀之内高等学校長

学校感染症出席停止について（通知）

申し出のありましたお子さんの病気は、「学校保健安全法施行規則第19条」により他の生徒に感染のおそれのある間は、出席停止となっています。

- 1 出席停止の基準は下記のとおりですが、第2種の学校感染症（結核を除く）にかかった場合は、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。医師の指示に従ってください。
2 出席停止の期間中は、欠席扱いにはなりません。
3 登校するときは、下記「治癒通知書」を医師から書いていただき学校に提出してください。

<出席停止の基準>

第2種の感染症

Table with 2 columns: Infection Name, Criteria. Rows include インフルエンザ, 百日咳, 麻疹 (はしか), 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ), 風しん, 水痘, 咽頭結膜熱, 結核, 髄膜炎菌性髄膜炎.

第3種の感染症 <病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで>

Table with 2 columns: Infection Name, Criteria. Row: その他の感染症 (腸管出血性大腸菌感染症, 流行性角結膜炎, 急性出血性結膜炎, 溶連菌感染症, マイコプラズマ感染症, 感染性胃腸炎, ウイルス性肝炎等).

主治医様

御多忙中恐縮ですが、下記「治癒通知書」をご記入の上、生徒にお渡しくださるようお願いいたします。

.....

治癒通知書

県立堀之内高等学校長様

年 組 番 氏 名

病名 ( )

上記生徒は治癒し、他の生徒に感染のおそれのないことを通知します。

出席停止期間 月 日 から 月 日

登校可能日 月 日 から

令和 年 月 日

医療機関名

医師名 \_\_\_\_\_ 印